

議案第74号

米原市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を
改正する条例について

米原市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成29年9月1日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に規定する延長保育および一時預かり事業を
拡大し実施することに伴い、延長保育料等の額等を規定するため、この案を提出するものであ
る。

米原市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を
改正する条例

米原市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の保育料等に関する条例(平成27年米原
市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「災害」を「災害(以下「災害等」という。)」に改める。

第9条第1項中「支給認定子どもが、」の次に「延長保育実施施設において」を加える。

第9条第2項中「別に規則で定める。」を「別表第1のとおりとする。」に改める。

第10条を第12条とし、第9条の次に次の2条を加える。

(一時預かり利用料)

第10条 市長は、法第59条第10号に規定する一時預かり事業を利用した子どもの保護者(以下
「一時預かり利用保護者」という。)に対して、一時預かり利用料を徴収することができる。

2 一時預かり利用料の額は、別表第2のとおりとする。

(一時預かり利用料の減額または免除)

第11条 市長は、一時預かり利用保護者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、一
時預かり利用料の額を減額し、または免除することができる。

(1) 一時預かり事業を利用した子どもの属する世帯の生計を主として維持する者が、生活
保護を受給しているとき 免除

(2) 一時預かり事業を利用した子どもの属する世帯が市民税非課税世帯であるとき 一時
預かり利用料の2分の1を減額

(3) 災害等により住宅、家財またはその他の財産について著しい損害を受けたとき 免除
別表として次の2表を加える。

「別表第1(第9条関係)

区分	実施時間	支給認定子ども1人当たり の延長保育料
保育短時間認定子ども	保育短時間認定の時間帯を超 えて保育標準時間認定の時間 帯までの時間	1回当たり100円
	保育標準時間認定の時間帯を 超えた時間	1回当たり100円

保育標準時間認定子ども	保育標準時間認定の時間帯を超えた時間	1回当たり100円
-------------	--------------------	-----------

別表第2(第10条関係)

区分	年齢区分等	利用時間	利用した子ども1人当たりの一時預かり利用料
一般型	利用年度の4月1日時点で3歳未満の子ども	1日(4時間超)	3,000円
		半日(4時間以内)	1,500円
	利用年度の4月1日時点で3歳以上の子ども	1日(4時間超)	1,000円
		半日(4時間以内)	500円
幼稚園型	1号認定子ども	1回(8時30分から14時まで)	300円

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第9条の改正規定は、平成29年11月1日から施行する。

(延長保育事業に係る延長保育料の経過措置)

- 2 第9条の改正規定のうち、施行の日から平成30年3月31日までの保育短時間認定子どもの保育短時間認定の時間帯を超えて保育標準時間認定の時間帯までの時間に係る延長保育料については、日額100円とし、1月当たりの上限額を1,000円とする。

米原市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の保育料等に関する条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>米原市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の保育料等に関する条例 第1条～第4条 略 (保育料の徴収猶予および減額または免除)</p> <p>第5条 略 (1) 支給認定子どもの属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害(以下「災害等」という。)により、住宅、家財またはその他の財産について著しい損害を受けたとき。 (2)・(3) 略</p> <p>第6条～第8条 略 (延長保育料)</p> <p>第9条 市長は、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第4条の規定に基づく保育必要量の認定を受けた支給認定子どもが、<u>延長保育実施施設において保育時間を超えて保育を利用したときは、支給認定保護者から延長保育料を徴収することができる。</u></p> <p>2 <u>延長保育料の額は、別表第1のとおりとする。</u> (一時預かり利用料)</p> <p>第10条 <u>市長は、法第59条第10号に規定する一時預かり事業を利用した子どもの保護者(以下「一時預かり利用保護者」という。)に対して、一時預かり利用料を徴収することができる。</u></p> <p>2 <u>一時預かり利用料の額は、別表第2のとおりとする。</u> (一時預かり利用料の減額または免除)</p> <p>第11条 市長は、一時預かり利用保護者が次の各号のいずれかに該当すると認める</p>	<p>米原市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の保育料等に関する条例 第1条～第4条 略 (保育料の徴収猶予および減額または免除)</p> <p>第5条 略 (1) 支給認定子どもの属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財またはその他の財産について著しい損害を受けたとき。 (2)・(3) 略</p> <p>第6条～第8条 略 (延長保育料)</p> <p>第9条 市長は、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第4条の規定に基づく保育必要量の認定を受けた支給認定子どもが、保育時間を超えて保育を利用したときは、支給認定保護者から延長保育料を徴収することができる。</p> <p>2 <u>延長保育料の額は、別に規則で定める。</u></p>

ときは、一時預かり利用料の額を減額し、または免除することができる。

- (1) 一時預かり事業を利用した子どもの属する世帯の生計を主として維持する者が、生活保護を受給しているとき 免除
- (2) 一時預かり事業を利用した子どもの属する世帯が市民税非課税世帯であるとき 一時預かり利用料の2分の1を減額
- (3) 災害等により住宅、家財またはその他の財産について著しい損害を受けたとき 免除

(委任)

第12条 略

別表第1(第9条関係)

区分	実施時間	支給認定子ども1人当たりの延長保育料
		保育短時間認定子ども
	保育標準時間認定の時間帯を超えた時間	1回当たり100円
保育標準時間認定子ども	保育標準時間認定の時間帯を超えた時間	1回当たり100円

(委任)

第10条 略

別表第2(第10条関係)

区分	年齢区分等	利用時間	利用した子ども1人当たりの一時預かり利用料
一般型	利用年度の4月1日	1日(4時間超)	3,000円
	時点で3歳未満の子ども	半日(4時間以内)	1,500円
	利用年度の4月1日	1日(4時間超)	1,000円
	時点で3歳以上の子ども	半日(4時間以内)	500円
幼稚園型	1号認定子ども	1回(8時30分から14時まで)	300円

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第9条の改正規定は、平成29年11月1日から施行する。

(延長保育事業に係る延長保育料の経過措置)

2 第9条の改正規定のうち、施行の日から平成30年3月31日までの保育短時間認定子どもの保育短時間認定の時間帯を超えて保育標準時間認定の時間帯までの時間に係る延長保育料については、日額100円とし、1月当たりの上限額を1,000円とする。